

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、運転代行や配車の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日から、会社社長（以下「社長」という。）の指示によりC学校に通うことになり、昼間は学校、夜は仕事という生活が約〇か月間続いたこと等により、同年〇月頃から頭痛と睡眠障害が現れ、平成〇年〇月頃からは症状の悪化と息苦しさや意欲低下等の症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書、同年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け意見書等の医学的見解を踏まえた上で、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、E医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、認定基準別表1の具体的出来事として、①平成〇年〇月頃から運転手の数が減ったため、仕事の依頼を断ったり、客を待たせることに對する謝罪や客からのクレームが増加したこと、②社長が昇給を約束したにもかかわらず、繰り返し、昇給を要求してもこれを断られたこと、③人員確保への対処を要望しても何ら対策を講じてもらえなかったこと、④違法行為として運転中の携帯電話応対、随伴車に客を乗せること、代行保険に入っていない車での運転代行に係る収益について脱税行為を行わせたことなどの出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているため、以下検討する。

(イ) 上記(ア)①の平成〇年〇月頃から運転手の数が減ったため、仕事の依頼を断ったり、客を待たせることに對する謝罪や客からのクレームが増加した旨の主張についてみると、会社同僚のGは、要旨、「請求人は、顧客から代行の依頼があった際、依頼を断ることは無いが、どのくらい時間が掛かるかを伝えると、顧客の方から依頼を取り止められることがあり、やり取りの後、気分の優れない様子であった。」と述べており、請求人は、顧客の希望通りに仕事を受けられないことにストレスを感じていたことが認められる。

この点、Hは、H本人も顧客に対して、請求人と同様の対応を行ったものの、要旨、「時間が間に合わないと言明すれば済むこと。」と述べ、結果的に顧客側が依頼を取り止めることになるに過ぎず、大きなトラブルに発展するものではなく、顧客対応者の精神的負担は一定程度にとどまるとしている。

さらに、請求人が提出した「配車表」等をもみても、代行の依頼を断った件数を表す「断件」及び顧客からの苦情の件数を表す「苦情」共に特段の変化は認められない。なお、〇月度の「断件」のみ件数の増加が確認されるが、この時期は、運転代行業においては、一般的に年間を通して繁忙期であり、一過性の出来事であるものと推認されるため、「苦情」件数も〇件に止まっていることが確認できる。

したがって、請求人の主張する当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当ではあるものの、上記の事情等

を鑑みると、顧客からの苦情の件数に有意な変化は認められず、特に対応を求められたものとも認められないことから、その心理的負荷の総合評価を「弱」と判断した審査官の決定は、妥当であるものと判断する。

(ウ) 上記 (ア) ②の社長が昇給を約束したにもかかわらず、繰り返し、昇給を要求してもこれを断られたとの主張についてみると、請求人は、要旨、「平成〇年〇月、社長から請求人が配車業務を担当すれば、月額〇円の給与を払うとの話があったことから、当該業務を引き受けたにもかかわらず、その後、一度も〇円に昇給されることはなかった。」と述べている。この点、社長は、要旨、「顧客を乗車させて運転することのできる2種免許を取得することを条件にしたが、酔客を同乗させることを好まなかったのか、即答で断られた。」と述べ、請求人の昇給に係る申し出に対して事業主が提示した条件が折り合わず、昇給の話は成立しなかったとしている。

さらに、請求人は、要旨、「平成〇年〇月以降も、複数回昇給について交渉したが、社長からは給料は上げない旨の回答しか得られなかった。」と述べているところ、社長及びHは、要旨、「配車業務の歩合制変更等の報酬額の変更の話はあったが、請求人が断った。」という出来事があったと述べ、結果として昇給の合意は存在しなかったとしている。

当審査会としても、一件記録を精査するも、そもそも、請求人と社長の間で、昇給の合意があったという事実を証する申述及び証拠等は確認できず、請求人主張の出来事については、事実であるとは判断できない。

ただし、請求人は、昇給について、社長に対して、繰り返し要求している事実が認められるところ、当該要求は実現するに至らず、請求人が賃金額に不満を募らせていたことは推認される。

(エ) 上記 (ア) ③の人員確保への対処を要望しても何ら対策を講じてもらえなかった旨の主張についてみると、請求人は、要旨、「平成〇年〇月頃から徐々に運転手が退職し、稼働台数が減少したことにより、仕事を受けたくても、受けられない状況が続いたことに大きなストレスを感じた。社長に運転手の人員を確保するように訴えたものの、聞き入れられず、不満が溜まっていた。」と述べ、Gは、要旨、「請求人は、稼働台数の減少により代行の依頼を受けられないことにストレスを感じていたが、さらに、社長が運転手の退職原因を理解せず、結局、改善に至らなかったことにより、請

求人とは相当程度の苦痛を感じていた。」と述べており、請求人が代行依頼に応じられない原因の一つである人員の不足の改善が果たされないことについて、ストレスを感じていたことは推認される。

この点、社長は、要旨、「稼働台数の減少により代行の依頼を受けられないことがストレスになることはありえない。稼働台数が減れば、仕事量も減るのだから、逆に楽になる。」と述べ、請求人の主張を否定しており、また、Hも同旨を述べている。

さらに、社長は、人員の確保に向けて、社員の募集や給与の見直し等を図っており、請求人の希望にも合致する人員確保に向けて、一定の対応は行っている事実が認められる。

そうすると、請求人の主張する上記（ア）②及び③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討することが妥当ではあるものの、上記の事情等を斟酌すると、決定書理由において説示するとおり、当該出来事は、「業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じた。」に相当する程度であることから、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は妥当なものであると判断する。

(オ) 請求人は、上記（ア）④違法行為として運転中の携帯電話応対、随伴車に客を乗せること、代行保険に入っていない車での運転代行に係る収益について脱税行為を行わせたことなどの出来事があり、これらにより心理的負荷を受けた旨主張しているところ、当審査会として、一件記録を精査するも、決定書理由において説示するとおり、請求人が違法行為を強要されたという事実を証する申述及び証拠等は認められなかった。仮に、請求人が当該行為を行っていたとすれば相当期間継続していたものと推認されること等の事情を斟酌すると、無理に強要されたものとまではいえず、一定の心理的な負荷があったことは否定しえないものの、それら全てを総合的に勘案しても、特に過重な心理的負荷に当たるとは評価し得ない。

したがって、これら上記（ア）④の請求人が主張する出来事を認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価を「弱」とする審査官の決定は妥当なものであると判断する。

(カ) なお、請求人は、社長及びHの主張内容は虚偽であるにもかかわらず、監督署長及び審査官が兩名の申述を真実であるかのように受け止めていることに不満がある旨主張しているが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

(4) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が3つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。